

「金利指標フォーラム」第2回議事要旨

(2022年9月9日(金) 16時00分～17時00分、電話会議)

1. LIBOR移行対応のフォローアップ

(1) LIBOR移行対応に関する国内外の動向

- 事務局(日本銀行金融市場局市場企画課)より、LIBOR移行対応に関する国内外の動向について、説明が行われた。

(2) 移行対応の進捗等に関する意見交換

- まず、2021年末に公表停止となった円LIBORや英ポンドLIBORの移行状況等について、銀行メンバーより、以下のコメントがあった。
 - ・ シンセティック円LIBORおよびシンセティック英ポンドLIBORを参照していた契約のうち、現状残っているものは、シ・ローン参加案件のみである。件数はかなり限られており、年内には移行完了できる見通し。
 - ・ 円LIBOR参照契約の移行対応は事実上完了した。英ポンドLIBORについても対応が必要な契約は限定的である。しかし、英国でのPFI関連の貸出やシ・ローン参加案件で、6か月物のシンセティック英ポンドLIBORを参照した契約が残るため、公表停止時期を意識して、移行対応を継続する。
- 次に、2023年6月末に公表停止となる米ドルLIBORの移行対応について、証券会社メンバーと銀行メンバーより、以下のコメントがあった。
 - ・ 本邦市場において移行対応が必要な米ドルLIBOR参照のキャッシュ商品の規模は、残高・件数ともに円LIBORと同等もしくは大きい。市場関係者は、ドルLIBOR公表停止に向けて、危機感を持って対応する必要がある。LIBOR移行に関する米国連邦法に安易に依存せず、積極的に事前移行すべき。2022年末までには、個別の契約ごとに、事前移行や条件変更によるフォールバック条項の追加、立法措置の適用などを検討し、対応方針を決める必要がある。こうしたプロセスを念頭に置くと、残された時間は長くはない。
 - ・ 米ドルLIBOR参照の新規取引は停止済であり、既存取引については、国内外で多少異なるものの、契約変更のターゲットを2022年末から2023年3月末と設定し、顧客説明を本格化している。現時点で特段の課題は認識していない。但し、海外のプロジェクトファイナンス案件やシ・ローン参加案件など、自社でコン

トロールできない契約も多くあり、留意する必要がある。

- ・ 新規取引は、米当局のガイダンスに沿って、一部認められている例外取引を除き、停止している。既存取引は、対応時期の目標を自主的に設定して対応を進めている。国内では、2022年末までの対応完了を目標に掲げて、7月以降、顧客との交渉を本格化させている。対応は顧客の意向に沿って進めるのが原則だが、当行としては、後継金利指標や移行方式は、デリバティブやローン・アンド・スワップではSOFR複利後決めへのフォールバックを、貸出ではターム物SOFRへの事前移行を提案している。LIBOR移行に関する米国連邦法には、安易に依拠しない。
- これらの意見交換を踏まえて、議長より、「円LIBORの移行対応について問題は生じていないこと、シンセティック英ポンドLIBORについては参照する契約は限られるが、公表停止までのタイムラインを意識した対応が必要であることが確認された。米ドルLIBORについては、国内での移行対応が本格化していることが確認された。但し、移行対応に残された時間はあまりないとの意見もあった。今後も、本フォーラムでこうした情報共有を継続していきたい」との総括がなされた。

2. 本邦市場における代替金利指標を巡る動向

(1) TIBORの信頼性・頑健性向上に向けた取り組み

- TIBORの信頼性・頑健性向上に向けた取り組みについて、全銀協TIBOR運営機関より、報告が行われた。

(2) 各指標の利用状況等に関する意見交換

- 日本円金利指標の利用状況等に関して、証券会社メンバーより、以下のコメントがあった。
 - ・ 本邦の公募債のうちハイブリッド債については、ファーストコール以降のクーポンに、TONA複利後決めや日本国債の金利、TIBORを用いた債券が新規発行されている。TORF参照を検討したが結果的に発行には至らなかった債券もある。ファーストコールで償還される蓋然性が高いこともあって、投資家のニーズやマーケット環境に応じ、金利が選択されている。私募債の仕組債については、TONA複利後決めに参照する債券の発行が多い。
 - ・ デリバティブの一部でTIBORが使われているものの、それ以外の新規取引は全てTONA複利後決めを利用した取引となっている。TORFについては、現時点で

は、顧客に敢えて提案することはしていない。今後、ユーロ円TIBOR廃止などのイベントもあるので、顧客のニーズの変化等があった際に柔軟に対応できるよう、社内での検討を進めていきたい。

- これらの意見交換を踏まえて、議長より、「円LIBORの後継金利として、取引の意図や顧客のニーズなどに応じて、各指標が使い分けられている現状を共有して頂いた。引き続き本フォーラムで意見交換を行い、円金利指標の円滑な利用に繋がってほしい」との総括がなされた。

3. 事務連絡等

- 事務局より、議事要旨の取り扱い、次回会合の開催予定について、説明が行われた。

以 上

「金利指標フォーラム」第2回会合 参加者

(メンバー)

議 長	三 菱 U F J 銀 行	合 田 健一郎
副 議 長	野 村 證 券	野々村 茂
	み ず ほ 銀 行	高 須 基 裕
	三 井 住 友 銀 行	美 川 卓 也
	横 浜 銀 行	石 井 智 之
	京 葉 銀 行	中 村 浩 章
	ド イ ツ 銀 行	森 田 茂 樹
	大 和 証 券	稲 田 雄一郎
	ゴールドマン・サックス証券	田 口 研 吾
	モルガン・スタンレーMUFG証券	江 塚 剛
	ゆ う ち よ 銀 行	市 川 達 夫
	農 林 中 央 金 庫	藤 井 基 雄
	信 金 中 央 金 庫	富 澤 直 人
	日 本 生 命 保 険	今 真一郎
	東京海上ホールディングス	近 松 岳 洋
	大和アセットマネジメント	満 井 考 哉
	双 日	辻 本 真 琴
	三 井 不 動 産	今 田 貴 仁
	東 日 本 旅 客 鉄 道	新 倉 隆 文
	三 菱 H C キ ャ ピ タ ル	富 永 修
	日 本 電 信 電 話	小 島 久 慶

(オブザーバー)

全銀協 TIBOR 運営機関	高 橋 哲 生
国際スワップ・デリバティブズ協会	森 田 智 子
金 融 法 委 員 会	戸 塚 貴 晴

(弁護士)

東京金融取引所
日本証券クリアリング機構
全国銀行協会
日本証券業協会
金融庁
日本銀行
日本銀行
日本銀行

野中篤
金子貴比古
関口達仁
西村淑子
辻村智哉
清水佳充
山崎さやか
河野真一郎

(敬称略)

以上